

指定給排水工事事業者講習会

令和6年3月13日
豊田市上下水道局 料金課

料金課に関する内容

1. デジタル申請について(p.1)
2. 旗竿地等における先太り配管の施工について(p.2)
3. 各種様式の変更について(p.3～p.8)
4. 給水申請時における添付書類の簡素化について(p.9)
5. 指定給水装置工事事業者の更新制度について (p.10)
6. 給排水工事申請における留意点について (p.11～p.15)
7. その他、連絡事項 (p.16～p.22)

1.デジタル申請について

電子申請での申請書提出にご協力ください！

豊田市料金課では令和5年5月より給排水申請審査の効率化に向けて、電子申請での申請書提出をお願いしています。

対象の申請につきましては、是非電子での申請提出にご協力ください！

○対象の申請

一般住宅 等

×対象外の申請

集合住宅
開発工事（今まで通り紙で提出）

○電子申請の提出方法

- ① 申請書を、令和5年5月15日付けのメールにて依頼した「【電子可】給排水申請書(一般住宅用)_3」のExcelシートにて作成する。(メールデータがなければご連絡ください！)
- ② その他の書類(図面、位置図、謄本、各種誓約書など)を紙で準備する。
- ③ 従来どおり、申請書一式(①を印刷したもの + ②)を料金課に提出する。
- ④ 申請書作成データ(①のExcelシート)をあいち電子申請より提出！！

○詳細について

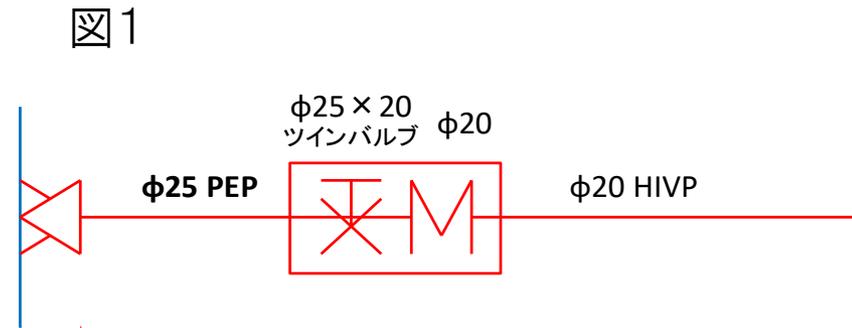
豊田市料金課ホームページ内「給水装置工事承認申請書・排水設備計画確認申請書新様式の使用について」に、詳細の方法について記載してあります。
その他不明点等は、料金課給排水担当まで問合せください。

2.旗竿地等における先太り配管の施工について

変更前

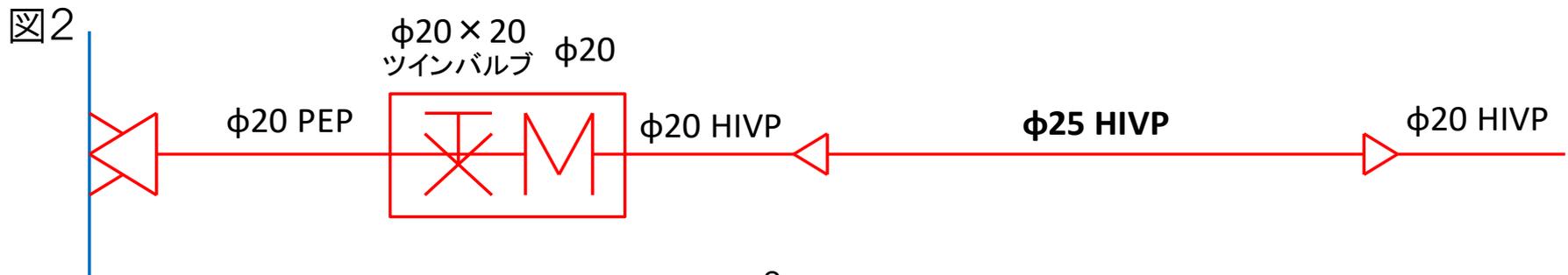
旗竿地の場合でも、一般住宅は原則として、**官民境界付近にメーターを設置し、第1乙止水栓の設置は原則認めない。**

⇒ 取出し口径 25 mm で施工したとしても、メーター以降の配管が 20 mm では末端水栓での水圧が確保できない可能性がある。



変更後

- ・ 一般住宅の場合、**取出し口径とメーター口径は同口径とする。**
- ・ 旗竿地など布設延長距離が長い場合、必要水量としては 20 mm で十分だが、摩擦損失水頭の影響により水の出が悪くなる可能性があるため、**メーター以降での先太りを特例で認める。(メーター口径より 1 口径上位まで)**



3.各種様式の変更について(1) 【給水装置所有者変更届】

新様式

給水装置所有者変更届

豊田市事業管理者 様

下記のとおり給水装置の所有者に変更がありましたのでお届けします。

記入上の注意を読んでからご記入ください。

提出日 年 月 日

給水装置設置場所	豊田市 町	
建物名称	※集合住宅の場合は、名称を記入してください。 <input type="checkbox"/> 複数申請有 (裏面記載)	
お客様番号 (水道番号)	[][][][][][] - [][]	
新所有者	住所	〒 -
	フリガナ	
	氏名	(電話 - -)
新所有者は権利義務を承継するとともに、問題が発生した場合には責任をもって解決します。		
旧所有者	住所	
	氏名	(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
届出者	区分	<input type="checkbox"/> 新所有者 <input type="checkbox"/> 旧所有者 <input type="checkbox"/> その他
	氏名	(電話 - -)

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 旧所有者が所在不明等で同意が得られない場合は、給水装置設置場所の土地又は家屋の所有権が新所有者に移行されていることがわかる書類を提示してください。
- 3 本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、上下水道局はその責任を負いません。

受付印

【水道局記入欄】

旧所有者の同意がない場合に確認した書類

土地等の登記簿 売買契約書 遺産分割協議書
 その他 ()

受付者	オンライン入力者	確認者	給水台帳入力者	料金課
	/	/	/	/

旧様式

給水装置所有者変更届

豊田市事業管理者 様

年 月 日

下記のとおり給水装置所有者変更届を提出します。なお、旧所有者の同意なく提出する場合は、この所有者変更に関する全ての事項について、新所有者が責任を負います。

〒 -

【旧所有者】 住所 _____

フリガナ _____ ※ 法人の場合は法人印に限る
氏名 _____ 印 氏 () _____

〒 -

【新所有者】 住所 _____

フリガナ _____ ※ 法人の場合は法人印に限る
氏名 _____ 印 氏 () _____

【所有権移転日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【所有者変更理由】 ※ 該当するものを必ず○で囲むこと
1 売買 2 贈与 3 相続 4 所有権認定誤り
5 『給水改造申込』による所有者変更 6 その他 ()

【給水装置設置場所】
 新所有者の住所と同じ
豊田市 _____ 町 _____ 号 _____ 号

お客様番号(水道番号) _____ 号 _____ 号

☆ 旧所有者の同意のない場合は、土地、家屋の登記簿、または売買契約書若しくは遺産分割協議書等、土地家屋の所有権が新所有者に移行されていることがわかるものの写しを添付してください。

【備考】
1. 旧所有者が土地、家屋、所有権等について、他者からの使用承諾を得ている場合は、必要に応じて同様の使用承諾を得てください。
2. 新規給水負担金の権利移動について、必ず旧所有者の承諾を得てください。

※この書類は、給水装置の所有権を変更するものであり、**使用者の変更(水道料金の支払者)**を届け出るものではありません。変更がある場合は別に手続きをお取りください。

上下水道局確認欄 : 登記簿等 入力済 台帳記入済 未竣工

3.各種様式の変更について(1) 【給水装置所有者変更届】

施工基準様式第1号

給水装置所有者変更届

豊田市事業管理者 様

下記のとおり給水装置の所有者に変更がありましたのでお届けします。

記入上の注意を読んでからご記入ください。

提出日 年 月 日

給水装置設置場所	豊田市 町	
建物名称	※集合住宅の場合は、名称を記入してください。 <input type="checkbox"/> 複数申請有 (裏面記載)	
お客様番号 (水道番号)	[][][][][][][] - [][]	
新所有者	住所	〒 -
	フリガナ	
	氏名	(電話 - -)
新所有者は権利義務を承継するとともに、問題が発生した場合には責任をもって解決します。		
旧所有者	住所	
	氏名	(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。
届出者	区分	<input type="checkbox"/> 新所有者 <input type="checkbox"/> 旧所有者 <input type="checkbox"/> その他
	住所	
	氏名	(電話 - -)

記入上の注意

- 1 太枠の中のみ記入してください。
- 2 旧所有者が所在不明等で同意が得られない場合は、給水装置設置場所の土地又は家屋の所有権が新所有者に移行されていることがわかる書類を提示してください。
- 3 本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申出があっても、上下水道局はその責任を負いません。

受付印	【水道局記入欄】				
	旧所有者の同意がない場合に確認した書類 <input type="checkbox"/> 土地等の登記簿 <input type="checkbox"/> 売買契約書 <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	受付者	オンライン入力者	確認者	給水台帳入力者	料金課
		/	/	/	/

削除された項目

- ・旧所有者氏名(カナ)
- ・旧所有者電話番号
- ・新所有者印
- ・所有権移転日
- ・所有者変更理由
- ・メーター番号
- ・添付書類(提出から提示に変更)

追加された項目

- ・届出者住所
- ・届出者氏名
- ・届出者電話番号

令和6年3月13日からは、原則新様式を使用してください。

3.各種様式の変更について(2) 【公共ます等設置申請書】

新様式

(表)

公共ます等設置（増設）申請書

豊田市事業管理者 様

豊田市公共ます等設置要綱第6条第1項の規定により 取付管 公共ます の設置を申し込みたいので、特記事項を遵守することを誓約の上、次のとおり申請します。

太枠の中のみ記入してください。 申請日 年 月 日

申請者	住所 氏名				
設置場所	豊田市				
取付管	設置箇所数	市負担 個人負担	箇所 箇所	施工業者名	
公共ます	ますの種類	K 1 ・ K 1 改	蓋の種類	樹脂蓋	個
		K 2 ・ K 2 改		保護蓋	個
		D 1 ・ D 1 改	設置個数	市負担	個
		D 2 ・ D 2 改		個人負担	個
	道路と宅盤との高低差	cm		施工業者名	排水設備施工業者に同じ

土地の所有者が複数人いる場合には、裏面もご利用ください。

土地使用承諾書

上記の土地（設置場所）に公共ます等を設置することを承諾します。

(土地所有者) 住所
氏名

特記事項

- 公共ます等の設置後は、豊田市が維持管理しやすいような状況に努めます。
- 土地の所有者と申請者が異なる場合は、所有者の承諾を得ます。また、設置後に土地の売却その他状況の変更をしようとするときは、あらかじめ関係者と協議します。

添付書類（取付管を新設する場合のみ） 取付管設置標準図、本管図

（上下水道局記入欄）

旧様式

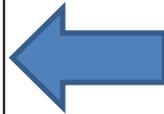
年 月 日

公共ます等設置（増設）申請書

豊田市事業管理者 様

要綱第6条により、公共ます等の設置（増設）を申請します。
なお、公共ます等設置場所は、私有地内を承諾するとともに、豊田市が維持管理しやすいような状況に努めます。

土地所在地	豊田市				
家屋所有者 (地上権者)	住所 氏名				
土地所有者	住所 氏名				
面積	㎡				
公共ます設置希望個数	市負担 個人負担	個 個			
公共ますの種類	D 1 ・ D 1 改 D 2 ・ D 2 改 K 1 ・ K 1 改 K 2 ・ K 2 改 その他 ()	蓋の種類	樹脂蓋 保護蓋	個 個	
取付管設置希望箇所数	市負担 個人負担	箇所 箇所	施工業者名:		
見取図	(取付管の新設となる場合は、最寄りのマンホールからの距離を記入すること)				



3.各種様式の変更について(2) 【公共ます等設置申請書】

新様式

(表)

公共ます等設置（増設）申請書

豊田市事業管理者 様

豊田市公共ます等設置要綱第6条第1項の規定により 取付管 公共ます の設置を申し込み

たいので、特記事項を遵守することを誓約の上、次のとおり申請します。

太枠の中のみ記入してください。

申請日 年 月 日

申請者	住所 氏名					
設置場所	豊田市					
取付管	設置箇所数	市負担 個人負担	箇所 箇所	施工業者名		
公共ます	ますの種類	K 1	K 1 改	蓋の種類	樹脂蓋	個
		K 2	K 2 改		保護蓋	個
公共ます	道路と宅盤との高低差	D 1	D 1 改	設置個数	市負担	個
		D 2	D 2 改		個人負担	個
			cm	施工業者名	排水設備施工業者 に同じ	

土地の所有者が複数人いる場合には、裏面もご利用ください。

土地使用者承諾書	
上記の土地（設置場所）に公共ます等を設置することを承諾します。	
（土地所有者） 住所	
氏名	印

特記事項

- 公共ます等の設置後は、豊田市が維持管理しやすい状況に努めます。
- 土地の所有者と申請者が異なる場合は、所有者の承諾を得ます。また、設置後に土地の売却その他状況の変更をしようとするときは、あらかじめ関係者と協議します。

添付書類（取付管を新設する場合のみ） 取付管設置標準図、本管図

（上下水道局記入欄）

削除された項目

- ・家屋所有者住所、氏名
- ・敷地面積
- ・断面図
- ・見取図

追加された項目

- ・申請者住所、氏名
- ・公共ます施工業者名
- ・道路と宅盤との高低差

添付書類（取付管を新設する場合のみ）

- ・取付管設置標準図 ×1部
- ・本管図（取出位置を記載したもの） ×1部

先行取出について

- ・公共ます設置申請書の提出が必要になります。

令和6年4月1日からは、原則新様式を使用してください。

3.各種様式の変更について(3)

【水洗便所改造資金融資あっせん申込書】

様式第1号(第5条関係)

記入上の注意 太枠の中のみ記入してください。

水洗便所改造資金融資あっせん申込書		年 月 日
豊田市事業管理者 様		申込者 住所 氏名 電話() -
		連帯保証人 住所 氏名 電話() - ㊟
場 所	豊田市	
着 手 予 定	年 月 日	
完 了 予 定	年 月 日	
概 算 工 事 費	円	
指 定 工 事 店	指定番号	
	氏 名	
融資あっせん希望額	円	
希望取扱金融機関名		
＜補助金申請の同意・誓約事項＞ 内容を確認し、同意・誓約欄にレ印を付けてください。		同意・誓約欄
申 込 者	1 下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していません。	<input type="checkbox"/>
	2 本融資あっせんの事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧、下水道事業受益者負担金及び市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>
連 帯 保 証 人	1 市税を滞納していません。	<input type="checkbox"/>
	2 本融資あっせんの事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧及び市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

添付書類 申込者と連帯保証人の融資調査

調 査 欄			
区 分	受益者負担金	市 税	個人コード
申 込 者			
連 帯 保 証 人			
金 融 機 関 コー ド		便 器 数	か 所
起 案 年 月 日	決 定 年 月 日	確 認 番 号	
決定者	検討者		起案責任者

提出不要になった書類

- ・納税証明書(申請者・連帯保証人)

追加された申請者チェック欄

- ・下水道事業受益者負担金と豊田市税を滞納していない
- ・住民基本台帳の閲覧や下水道受益者負担金および豊田市税の収納状況を確認することへの同意

※ 納税証明書提出不要の代わりに、上下水道局が滞納していないかを確認します。

施行予定日 令和6年4月1日

3.各種様式の変更について(4)

【汚水ポンプ施設設置補助金交付申請書】

様式第1号(第8条関係)

令和 年 月 日

汚水ポンプ施設設置補助金交付申請書

豊田市事業管理者 様

申請者
住 所
氏 名
電 話 ()

汚水ポンプ施設設置事業を実施したいので、豊田市汚水ポンプ施設設置事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業実施場所 豊田市
- 2 補助事業施行期間 着手予定 令和 年 月 日
完了予定 令和 年 月 日
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 申請額の算出基礎 別添の工事費見積書のとおりに
- 5 施行业者 名 称
所在地
電 話 ()
責任者名

6 補助金申請の同意・誓約事項

内容を確認し、同意・誓約欄にレ印を付けてください。	同意・誓約欄
1 下水道事業受益者負担金及び市税を滞納していません。	<input type="checkbox"/>
2 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳の閲覧、下水道事業受益者負担金及び市税の収納状況を確認することに同意します。	<input type="checkbox"/>

7 添付書類

- (1) 汚水ポンプ施設設置工事設計書
- (2) 汚水ポンプ施設設置工事設計図(平面図及び構造図)
- (3) 工事費見積書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し

提出不要になった書類

- ・納税証明書(申請者)

追加された申請者チェック欄

- ・下水道事業受益者負担金と豊田市税を滞納していない
- ・住民基本台帳の閲覧や下水道受益者負担金及び豊田市税の収納状況を確認することへの同意

※ 納税証明書提出不要の代わりに、上下水道局が滞納していないかを確認します。

施行日 令和6年4月1日

4.給水申請時における添付書類の簡素化について

給排水申請審査の効率化と工事店の利便性向上を目的として、改造・口径変更等給水申請時の給水装置管理台帳の添付を不要とします。

変更前

利用申請書に給水装置所有者の承諾をもらい、給水装置管理台帳を取得。給水装置工事承認申請書に添付が必要。

令和5年12月1日以降

既設「給水装置管理台帳」の添付を不要とする。

注意点

既設給水装置の延長、口径等の情報は、今までどおり現地及び料金課窓口のパソコンで確認のうえ、給水図面を作成してください。

5.指定給水装置工事事業者の更新制度について

指定給水装置工事事業者は5年ごとの更新が必要です。

更新制は指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上や、実態との乖離の予防等を目的としています。

有効期間経過後も引き続き指定を受けようとする場合は更新手続きが必要となります。

令和6年度更新対象

指定番号 **352～405**

406以降の令和7年3月31日までに有効期限が切れる事業者

更新手数料：1万円

更新に係る通知文は有効期限が切れる4～5か月前に郵送する予定です。

必要書類：通知文やホームページにてご案内します。

(豊田市ホームページ→市政情報→市の組織→上下水道局→料金課
→担当ページ内の「指定給水装置工事事業者の更新制度について」を参照)

※代表者・所在地・主任技術者・役員に変更がある場合は、別途書類が必要になります。

6.給排水工事申請における留意点について

(1)給排水工事の設計にあたっては、事前に申請者(施主)とよく協議した上で申請してください。また、必ず工事着手前に申請書を提出し、承認(確認)後に工事を施工してください。

※急ぎの工事であっても例外はありません。

(2)「給水装置工事の施行基準」、「下水道排水設備要覧」、「排水設備工事責任技術者更新講習用テキスト」や関係法令等をご確認いただき、適切な申請をしてください。

(3)給排水申請の標準的な審査期間は2～3週間程度です。提出書類に不備があった場合はさらに時間がかかります。余裕をもった申請を心がけてください。

(4)様式は、常に最新のものを使用してください。

現在運用している様式は、『料金課ホームページ内「よく使う様式」』に掲載されています。

6.給排水工事申請における留意点について

給排水申請における不備が多かった項目

(集計期間:令和5年9月～令和5年11月)

- ① 排水図面における勾配の計算ミス
- ② 給水図面の既設管情報の誤り
- ③ 申請地番の記載誤り

6.給排水工事申請における留意点について

① 排水図面における勾配の計算ミス

- ・管底高は、小数点以下を切上げまたは切捨てとし、正数で表記してください。
- ・合流ますについて、各上流から計算した値が合流ますで同一となるよう確認してください。
- ・地盤高が変わる場合は、ますの管底高の計算を注意してください。
- ・公共ますの内部落差（ $h=5$ 、 $h=10$ ）を表記してください（公共ますタイプ確認のため）。
- ・管の勾配は $1.0/100$ 以上 $3.0/100$ 以下を基準とします。
- ・ます間の最大延長は排水管口径の 120 倍以内とします。
(例： $\Phi 100$ の場合、 12m 以内)

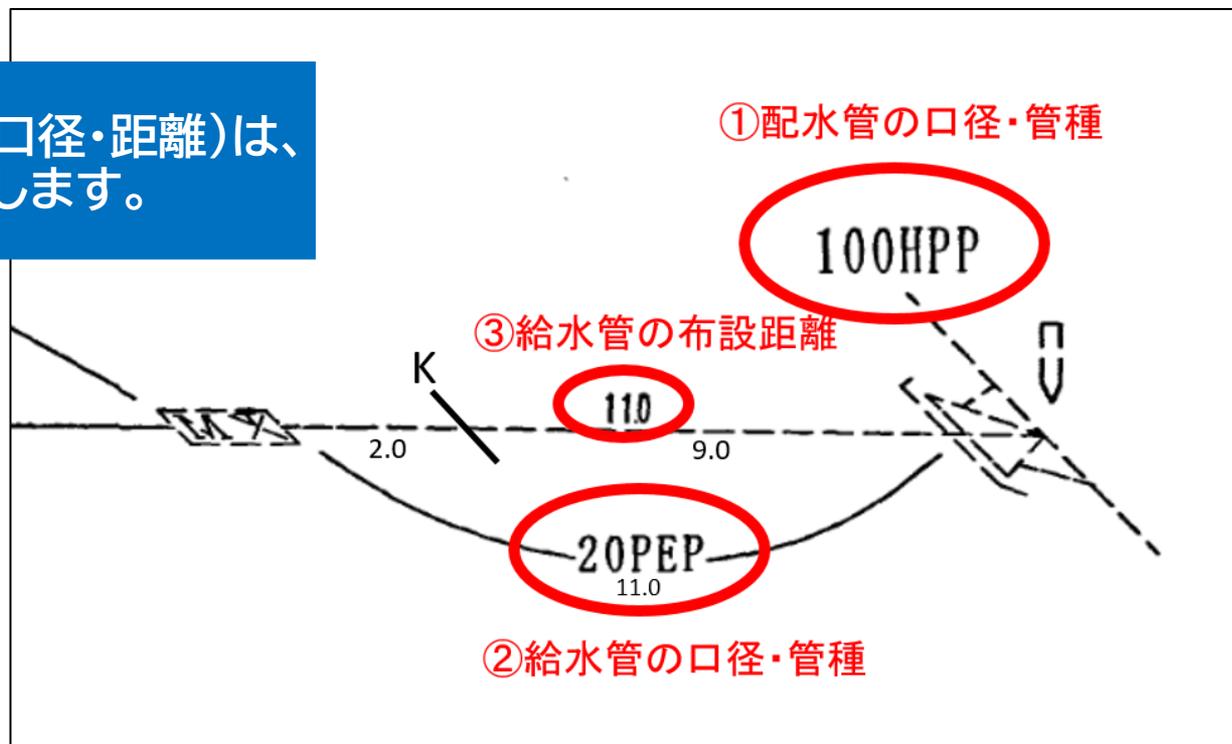
不備のうち、計算ミスの割合が多くを占めます。
申請提出前に、間違いがないか確認してください。

6.給排水工事申請における留意点について

② 給水図面の既設管情報の誤り

給水図面には、①配水管の口径および管種、②給水管の口径および管種、③給水管の布設距離の3点を必ず記載してください。それぞれ、本管図面及び給水台帳から確認することができます。

既設管の情報(管種・口径・距離)は、給水台帳と原則一致します。



6.給排水工事申請における留意点について

③ 申請地番の記載誤り

- ・ 給水装置及び排水設備が設置される地番を記入してください。
地番が複数存在する場合は、代表地番に1つ、その他地番に残りの地番を記入してください。
- ・ 給水装置の設置場所は代表地番にて登録しますので、代表地番をどの地番にするかあらかじめ申請者にご確認ください。
- ・ 区画整理の場合は、対象の街区をブロック・ロット欄に記入し、該当地番証明書（底地証明書）に記載された底地の地番を代表地番及びその他地番欄に記入してください。

- ・ 敷地内全ての地番を記入してください
- ・ 区画整理の場合は、底地を記入してください

7.その他、連絡事項

●市民等への誠実な対応についてのお願い

市内において修繕や工事に伴う高額請求トラブルが見受けられます。

依頼者に施工内容と費用を説明し、納得してもらったうえで依頼を受けるようお願いいたします。

なお、違反行為があった場合は、指定停止や指定取消し処分を受けることがありますので、十分ご注意ください。

違反行為の例

- ・盗水を伴う給水装置工事等を施工したとき
- ・給水装置工事承認申請をしないで、給水装置工事を施工したとき

7.その他、連絡事項

●消火栓での本管水圧測定について

水圧測定器設置時の流れ

- 1 消火栓の蓋を開ける
- 2 ゆっくりバルブを開けてエアを抜く(※水が出るまで)
エアが抜ければOKなので、出し過ぎに注意
- 3 バルブを閉めて、水を止める
- 4 消火栓のカップリング部に水圧測定器を設置
- 5 ゆっくりバルブを開け、全開にする
- 6 エア抜きバルブを開けてエア抜きを確認し、エア抜きバルブを閉めて24時間測定

周辺地域の水の濁りにつながる恐れがあるため、設置前のエア抜き時には水を出し過ぎない(バルブを開けすぎない)よう、ご注意ください。

7.その他、連絡事項

令和3年1月1日より、各種様式の手印を一部廃止しました。

- ①手印廃止とした様式は原則として、申請書に属するものです。
※料金課担当ページに手印廃止様式一覧を掲載しておりますので、最新の様式をご確認のうえ、ご使用ください。
- ②承諾書に属するものは今後も手印が必要です。
(例：水圧水量不足承諾書、公共ます等設置(増設)申請書など)
- ③手印廃止とした申請書に手印がされていても、正式書類として受理いたしますので、修正いただく必要はありません。

※ 手印廃止とした申請書の記載内容についても、これまでと同様、責任をもって確認・記載してください。

7.その他、連絡事項

●下水道使用開始日について

下水道の使用開始日は、
「排水を下水道に流すことができるようになった日」を言います。

排水を下水道に流すことができるようになったら、忘れずに下水道使用開始届を提出してください。

※下水道使用中における改造等の申請の場合でも、必ず使用開始届を提出してください。この場合の使用開始日は、工事完了日になります。

様式第11号（第10条関係）

開始・再開 下水道使用 休止・廃止 届 変更	
年 月 日	
豊田市事業管理者 様	
届出者 住所	
氏名	
電話 (.....) -	
使用場所	豊田市
使用水	<input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 井戸水(人) <input type="checkbox"/> 工業用水 <input type="checkbox"/> その他()
時 期	開始・再開 年 月 日から
	廃止 年 月 日まで
	休止 年 月 日から 年 月 日まで
理由	建て替え ・ 取壊し ・ その他()
転居先	
※廃止・休止の場合	() -
年 日 日	年 日 日

7.その他、連絡事項

●料金課 窓口対応時間についてのごお願い

令和2年4月1日より料金課の窓口対応時間を下記のとおり変更しています。

料金課窓口対応時間

- ・水曜日 **原則対応できません** (平成30年9月より実施)
- ・水曜日以外 8:30 ~ 12:00
13:00 ~ 15:00 の間

一般のお客様対応のため窓口閉鎖は行いませんが、上記の時間内に相談等をしていただくようご協力をお願いします。

ただし、至急で相談等の必要がある場合は、対応時間外でもご相談ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

7.その他、連絡事項

●ファイリングシステムの更新について

令和6年4月1日からIDとパスワードが変更されます

令和6年3月29日をもって現在のIDとパスワードは利用できなくなります。新しいIDとパスワードを取得するには、ファイリングシステムの利用誓約書を提出していただく必要があります。

※ 利用誓約書は、給水・排水それぞれ別に提出していただく必要があります。
様式は、豊田市ホームページ 料金課担当ページ上に掲載しています。



利用上の注意

給水装置管理台帳及び排水設備台帳の宅内設備図は、個人情報になります。適切な管理を徹底してください。利用誓約書によるIDとパスワードは、あくまで閲覧のみの利用としています。所有者の承諾及び料金課の確認なしの持ち出し並びにスマホ等で画面を撮影する行為は、禁止しています。給水装置管理台帳及び排水設備台帳を持ち出す場合は、利用申請書(所有者の承諾)を必ず提出してください。

ファイリングシステムでは、いつ、だれが何を利用しているか記録しています。問題発生時の責任の所在に関わります。利用後は、必ずログアウトしてください。

7.その他、連絡事項

●3月分の請求書の締切期日について

料金課への3月分の請求書(※)の提出期限は、
令和6年 4月4日(木)午前中です。
期限厳守をお願いします。

※ 給水 … 材料支給確認書(物品用の請求書で提出)

排水 … 取付管設置工事、公共ます設置工事 等
(委託・工事用の請求書で提出)

適格請求書発行事業者は、消費税インボイス制度に対応した請求書で提出してください。(FAXやメールでも対応しています)